

お客様各位

建築基準法改正に対する対応についてのお願い

合成スラブ工業会

平成19年6月20日施行の改正建築基準法等により、確認申請から中間・完了検査、構造計算適合性判定等々、建築確認・検査の厳格化がなされました。これにより、

- ① 法第 68 条の規定に基づく構造方法等の認定を受けた材料、工法については建築確認申請書に「大臣認定書」の写しの添付が要求されます。合成スラブの耐火認定はこれにあたりますので、建築確認申請書に「大臣認定書」写しの添付をお願い致します。なお認定書の写しには、施行規則別記第 50 号の 12 様式による書類のみならず、認定をした構造方法の内容を記載した「別添」も含まれます。本合成スラブ工業会会員の認定書、別添は本ホームページにリンクした各社ホームページよりダウンロードしてお使いください。
- ② 申請確認済証の交付後の変更については、軽微な変更（建築基準法施行規則第 3 条の 2）を除き全ての変更に対して計画変更の再申請が必要となりました。

確認申請時にデッキプレートメーカーを特定できず、申請図書に記載された製品と、施工された製品が異なる場合はこの怖れがあります。ただし合成スラブの「耐火認定」については、会員各社の認定は同サイズの製品であれば認定内容は、適用スパン・許容積載荷重は同じであり「同一仕様」です。この場合は下記、国交省（技術的助言）及び構造審査・検査の運用解説に、「施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更等」の②として、合成スラブの変更は、あらかじめ検討する範囲内におさまっている場合は、計画変更確認の手続きは必要とせず、報告でよいとされてます。

合成スラブの許容積載荷重は同じですが、各社デッキプレートは詳細な形状は異なりますのでデッキプレート自重、溝内のコンクリート重量すなわち合成スラブ自重は若干異なります。「あらかじめ検討する範囲内におさまっている場合」とは、この合成スラブの自重の差が主フレームに与える影響と考えられます。それゆえ当初よりこのことを考慮して、**床スラブ自重は、想定した断面のデッキ合成スラブ構造と同仕様（デッキ高さ・板厚、スラブ厚）の最も大きな値を用いて**おけば計画変更とはなりません。

また、建築確認申請時は構造計算方法、使用材料、使用する材料の許容応力度等の一覧を記載した「構造計算概要書」も必要ですので、上記対応のほかに、デッキ材料規格、許容応力度の記入例を示しますのでご参考ください。

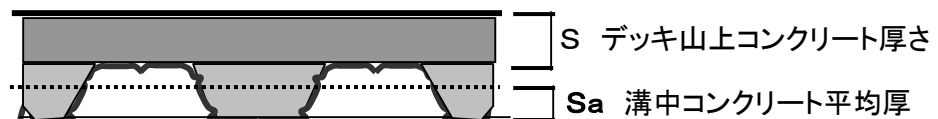
参照

固定荷重用のデッキプレート自重と平均スラブ厚は以下の値を使用してください。

合成スラブ工業会会員各社の該当製品の最も大きな値を示します。

すべてZ27で表示

溝広合成スラブ	50-1.2	50-1.6	75-1.2	75-1.6
デッキ自重 N/m ²	132	172	144	189
溝中コンクリート平均厚Sa mm	25.1	24.8	37.3	37.0



国住指第1332号
平成19年6月20日

各都道府県建築行政主務部長殿

国土交通省住宅局長

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を
改正する法律等の施行について(技術的助言)

(施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更等)

当初の確認申請の図書および書類において、

① 施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更事項への対処方法があらかじめ検討されている場合(例えば、施工時に杭基礎に一定の範囲内でずれが生じても構造耐力上支障がないことがあらかじめ確かめられている場合又はこの範囲を超えてずれが生じたとき必要な補強方法があらかじめ検討されている場合等)

② 基準法第68条の26の規定に基づく構造方法等の認定を受けた材料や工法(鉄骨材料や基礎杭等)を当該構造方法等の認定を受けた他の同一仕様のものに変更する場合
にあつては、確認審査及び構造計算適合性判定において、当該変更の内容を含めて審査し、確認済証を交付することができる。

この場合において、当該変更内容の範囲内で施工が行われている限り、当該事項に係る計画変更確認の手続きは要せず、当該事項以外の計画変更の申請等の適切な機会に当該事項に係る対応結果について報告を受けるものとする。

なお、中間検査の申請時までには、当該報告を受けていない場合にあつては、中間検査申請書の第四面の備考欄への記載又別紙の添付により、当該報告を受けるものとする。

構造審査・検査の運用解説

平成19年7月

指針研修等検討委員会

指針等検討WG

142頁

3.建築基準法第68条の26の規定に基づく構造方法等の認定を受けた材料や工法(鉄骨材料や基礎くい等)を当該構造方法等の認定を受けた他の“同一仕様”のものに変更する場合
当該認定書及び別添については、当初想定する1例の認定書及び別添を添付し、確認済証交付後に“同一仕様”の認定の変更になる場合には、計画変更申請をしないものと扱う。

(1)確認申請時に当初想定する1例の認定書及び別添を添付し、確認済証交付後に当該変更となった場合には、変更となる事項を一覧表にし、認定書及び別添を添付して報告する。

(2)確認申請時にあらかじめ、他の同一仕様の変更がわかる場合は、その旨を記載することが望ましい。

当初の認定	変更となった認定	備考
〇〇認定書、認定番号	〇〇認定書、認定番号	認定書のメーカーのみの変更(材料) ※強度、寸法等は同一
〇〇認定書、認定番号	〇〇認定書、認定番号	認定の変更(鉄骨工場等)
〇〇認定書、認定番号	〇〇認定書、認定番号	合成スラブの変更 あらかじめ検討する範囲内におさまっている場合。

別記第一号様式

構造計算概要書

(保有水平耐力計算/許容応力度計算/令第 82 条各号及び令第 82 条の 4 に定めるところによる構造計算)

§ 1 建築物の概要

- 【1.建築物の名称】
- 【2.構造計算を行った者】
- 【3.建築場所】
- 【4.主要用途】
- 【5.規模】
- 【6.構造上の特徴】

(上部構造)

5. 床は、平成 14 年告示第 326 号適合の(財)日本建築センターの評定取得したもの(参照頁〇〇)および建築基準法第2条第七号並びに同法施行令第 107 条第一号(床:1 時間)及び第二号(床:2 時間)に適合する国土交通大臣認定(参照頁〇〇)を取得しているデッキ合成スラブ構造としている。

- 【7.構造計算方針】
- 【8.適用する構造計算】
- 【9.使用プログラムの概要】
- 【10.使用する材料と部位】

(1)木材以外の場合

材料	設計基準強度 又は品質	使用部位	認定の有無	備考
・	・	・	・	・
合成スラブ用 デッキプレート	205 SDP1T	床スラブ ^a	有り	JISG3352
	235 SDP2G	床スラブ ^a	有り	JISG3352
	235 SDP2	床スラブ ^a	有り	JISG3352

【11. 使用する材料の許容応力度等】

- (1)コンクリートの許容応力度
- (2)鉄筋の許容応力度
- (3)木材の許容応力度
- (4)鋼材の許容応力度

デッキプレートの 種類	F 値 (N/mm ²)	長期			短期		
		引張	圧縮	せん断	引張	圧縮	せん断
SDP1T	205	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$	長期に対する値の 1.5 倍		
SDP2, SDP2G	235	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$			

- 【12.基礎・地盤説明書】
- 【13.略伏図等】
- 【14.略軸組等】
- 【15.部材断面表】
- 【16. 特別な調査または研究の結果説明書】

- ・大臣認定品を用いている箇所を以下に示す。

床材に用いているデッキ合成スラブ用デッキプレート

§2 荷重・外力等

【1.固定荷重】(参照頁〇〇)

- ・床スラブ自重は、想定した断面のデッキ合成スラブ構造と同仕様(デッキ高さ・板厚、スラブ厚)のデッキ合成スラブ構造の固定荷重を精査し、最も大きな値を採用した。